

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条に基づく情報公表
(令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表)

特定事業主名： 西条市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2%
全職員	66.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.9%
本庁課長相当職	95.6%
本庁課長補佐相当職	98.3%
本庁係長相当職	98.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.1%
31～35年	89.8%
26～30年	86.9%
21～25年	85.0%
16～20年	95.5%
11～15年	90.9%
6～10年	90.5%
1～5年	93.6%

【説明欄】

- ・対象期間：令和 6 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日まで）
- ・給与：基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうちパートタイム会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員の所定労働時間（1 日 7.75 時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

【差異について補足説明】

①任期の定めのない常勤職員の給与の差異の主な要因

- ・課長補佐相当職から部局長・次長相当職までの女性職員の割合が低い。
本庁部局長・次長相当職：女性 3% 課長級相当職：女性 5.2%

課長補佐相当職：女性：25.7%

- ・扶養手当、住居手当の受給者に占める男性職員の割合が高い。

②任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与の差異の主な要因

- ・職種ごとの給与単価に差異があり、相対的に給与単価が低い職種に就いている職員は女性職員の割合が高い。

③全職員の給与の差異の主な要因

職員数のうち、任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合の差異による。

- ・女性職員のうち、任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合：64.5%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。